

9 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山 202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

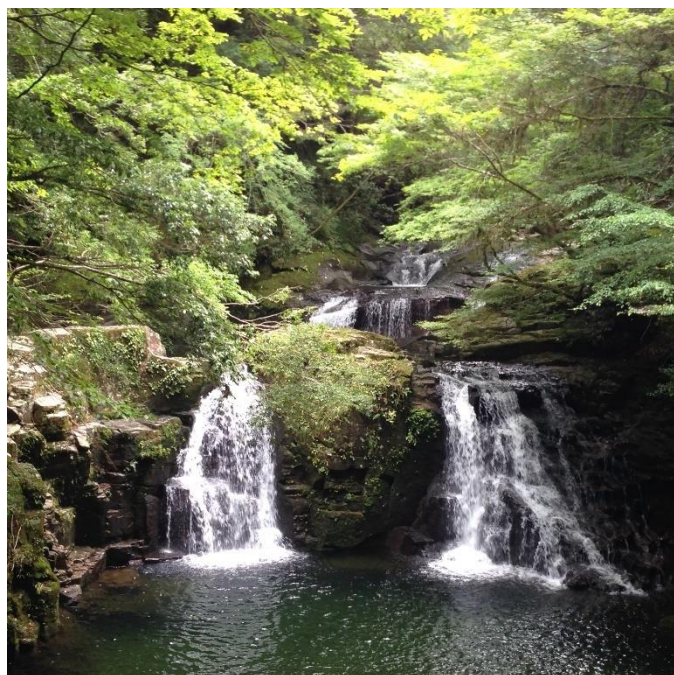
1 ごあいさつ

今月、事務所便り第100号を発行させていただきます。

平成24年9月に第1号を発行して忙しい3月のみ発行せず、年間11号発行しておりましたので、事務所便り発行し始めてから10年目を迎えることとなりました。

いつまで続けられるかわかりませんが、情報提供しているように精進してまいります。

今月は、以前に出かけて撮影した滝の写真を掲載させていただきます。



(写真は、赤目四十八滝のうちの荷担（にない）滝です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様への支援策**に

ついて、を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様への支援策 について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引いているため、再度現時点での支援策をお伝えさせていただきます。

経済産業省が業種別の支援策のリーフレットをもとに説明させていただきます。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変	雇用調整助成金で休業手当等を助成します 緊急対応期間中の休業等について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、助成率が最大10/10となります。さらに、助成額の上限が対象者1人当たり最大15,000円/日となっています。
-------------------------	---

(上記支援策を利用できる業種)

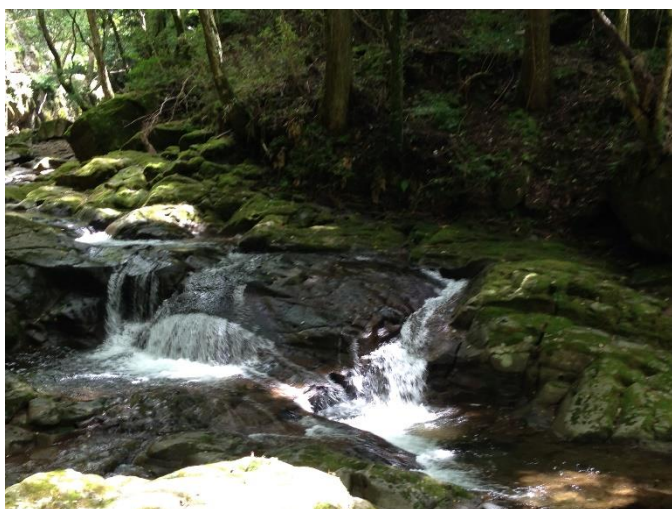
【飲食店経営者】【製造業経営者】【卸売業経営者】【小売業経営者】【宿泊業経営者】【旅客運輸業経営者】
【貨物運輸業経営者】【文化芸術・エンターテインメントスポーツ関係】【医療関係】

思い切った事業の再構築に挑戦した	事業再構築補助金をご活用いただけます ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行
------------------	--

い	う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大 2/3（上限 1 億円）、緊急事態宣言特別枠では最大 3/4（従業員規模に応じて上限 500 万円～1,500 万円）を支援します。 ※対象となる取組や業種等の詳細は、HP 等をご覧ください。
---	--

（上記支援策を利用できる業種）

【飲食店経営者】【製造業経営者】【卸売業経営者】【小売業経営者】【宿泊業経営者】【旅客運輸業経営者】
【貨物運輸業経営者】【文化芸術・エンターテインメントスポーツ関係】【医療関係】



（写真は、赤目四十八滝のうちの姉妹滝です）

売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい	実質無利子・無担保融資をご活用いただけます 実質無利子・無担保・据置最大 5 年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。 ・日本公庫国民事業→最大 6,000 万円（拡充前 4,000 万円） ・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大 3 億円（拡充前 2 億円）
-----------------------	---

（上記支援策を利用できる業種）

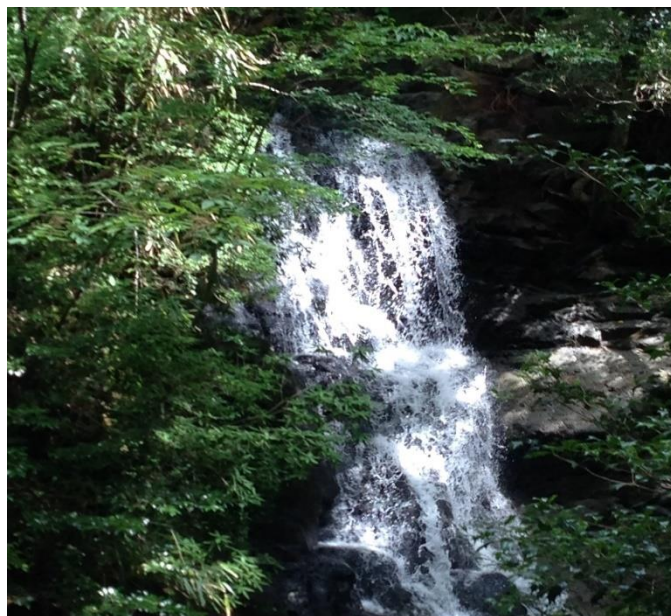
【飲食店経営者】【製造業経営者】【卸売業経営者】【小売業経営者】【宿泊業経営者】【旅客運輸業経営者】
【貨物運輸業経営者】【文化芸術・エンターテインメントスポーツ関係】【医療関係】

金融機関が資本と	新型コロナ対策資本金性劣後ローンをご活用いただけます
----------	----------------------------

みなせる資本金を調達したい	日本公庫及び商工中金が、金融機関が資本とみなせる資本金性劣後ローンを供給し、民間金融機関からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。 ※7/1 から、日本公庫中小事業と商工中金においては上限を 7.2 億円から 10 億円に拡充。 ・貸付制度：日本公庫国民事業 7,200 万円、日本公庫中小事業・商工中金 10 億円 ・貸付期間：20 年、10 年、5 年 1 ヶ月（期限一括償還）
---------------	--

（上記支援策を利用できる業種）

【飲食店経営者】【製造業経営者】【卸売業経営者】【小売業経営者】【旅客運輸業経営者】【貨物運輸業経営者】



（写真は、赤目四十八滝のうちの岩窟滝です）

営業時間の短縮要請等に応じた	営業時間の短縮要請等に応じた飲食店に協力金を支給します 地方公共団体が飲食店に対して営業時間短縮要請等を行い、その要請に応じていただいた事業者には協力金を支給します。中小企業には売上高に応じ、緊急事態措置区域又は蔓延防止等重点措置地域で 1 日最大 10 万円、その他地域で 1 日最大 7.5 万円を支給します。 大企業には売上高減少額に応じ、1 日最大 20 万円を支給します（中小企業も選択可）
----------------	--

能)。詳細は各地方公共団体までお問い合わせください。

(上記支援策を利用できる業種)

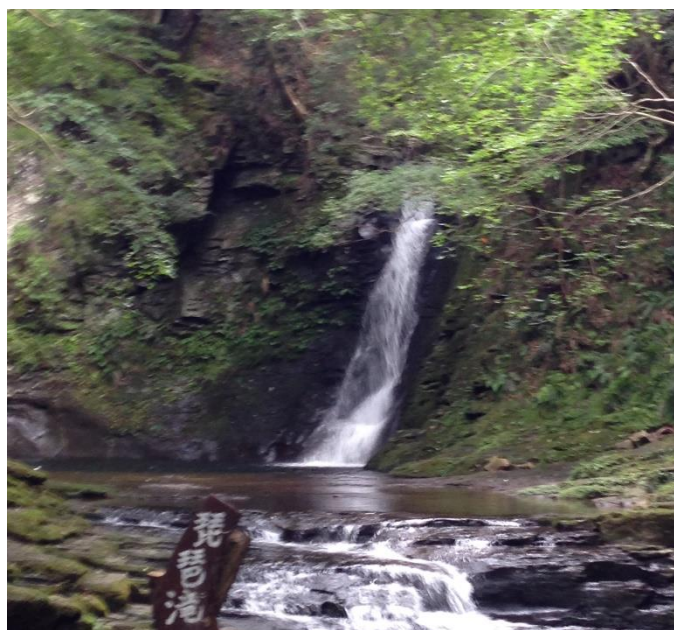
【飲食店経営者】

感染防止対策を行いながら、事業を再開し、集客を回復したい	IT 導入補助金、持続化補助金が活用できます デリバリーや EC 販売を開始するための、システムの新規構築を支援します。また、小規模事業者に対しては、テイクアウト商品の開発や大部屋を個室にするための間仕切りの設置等の取組や感染防止対策費の一部を持続化補助金で支援します。
------------------------------	--

(上記支援策を利用できる業種)

【飲食店経営者】【小売業経営者】

*業種ごとに具体的な内容は変わりますが、IT 導入補助金と持続化補助金が活用できる業種が上記の業種です。



(写真は、赤目四十八滝のうちの琵琶滝です)

売上が大幅に減少したが、事業を立て直し、継続したい	月次支援金を給付します 緊急事態措置・蔓延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等により影響を受け、売上が対前年（または対前々年）同月比で 50%以上減少した中小法人等に最大 20 万円/月、個人事業者等に最大 10 万円/月の月次支援金を給付します。
---------------------------	--

(上記支援策を利用できる業種)

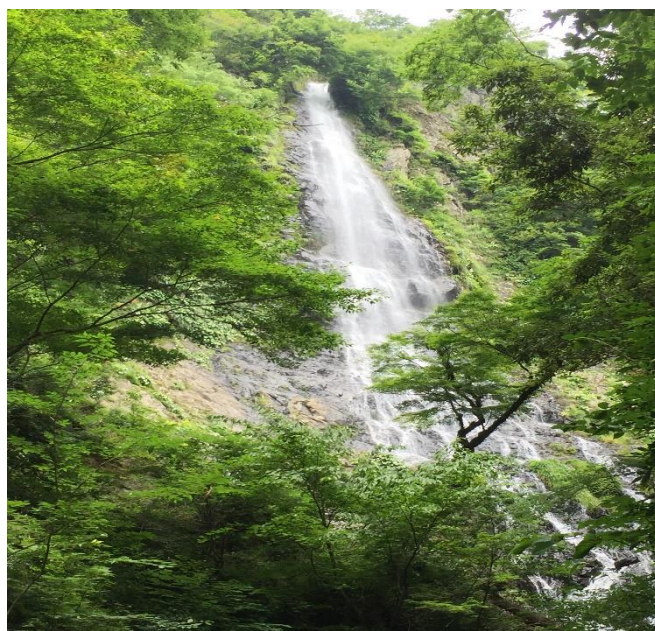
【製造業経営者】【卸売業経営者】【小売業経営者】【宿

泊業経営者】【旅客運輸業経営者】【貨物運輸業経営者】【文化芸術・エンターテインメントスポーツ関係】
【医療関係】

新たな利益を獲得できる事業を確立したい	ものづくり補助金、IT 導入補助金、持続化補助金が活用できます 新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。また、インターネット販売の開始や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供のための、システムや IT の新規導入、EC サイトの新規構築等を IT 導入補助金や持続化補助金で支援。小規模事業者に対しては、感染防止対策費の一部を持続化補助金で支援します。
---------------------	--

(上記支援策を利用できる業種)

【卸売業経営者】



(写真は、天滝です)

感染防止対策を行いながら、前向きな設備投資をしたい	ものづくり補助金が活用できます 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等をものづくり補助金で支援。さらに低感染リスク型ビジネス枠として対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等については、補助率を引き上げて支援します。
---------------------------	---

(上記支援策を利用できる業種)

【製造業経営者】

取引先の 貨物減少 を補う新 たな顧客 を獲得し たい	ものづくり補助金、IT 導入補助金が活用できます 新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT 導入補助金の活用が可能。さらに対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援します。
--	---

(上記支援策を利用できる業種)

【貨物運輸業経営者】

感染対策 を行いな がら、事 業を再開 し、集客 を回復し たい	IT 導入補助金、ものづくり補助金が活用できます 顧客対応・販売支援システム等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT 導入補助金が活用可能。新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。さらに対人接触機会の減少に資するサービス開発については優先的に支援します。
--	--

(上記支援策を利用できる業種)

【宿泊業経営者】

チケット 代金を割 引したく さんのお 客様に来 ていただ きたい	Go To イベント事業をご活用いただけます 文化・芸術、スポーツに関するイベントのチケット代金を2割引きすることができます(上限2,000円)。なお、フィジカルに開催されるイベントへの支援は現在停止中ですが、3密を発生させない無観客ライブ配信等のオンラインイベントへの支援は継続中です。
---	---

(上記支援策を利用できる業種)

【文化芸術・エンターテインメントスポーツ関係】

業務効率 化のため に設備・ システム を導入し	IT 導入補助金が活用できます IT 導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援します。 ※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。
--------------------------------------	---

たい	※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。
----	----------------------------

(上記支援策を利用できる業種)

【医療関係】

紙面のスペースの関係で一部ご紹介できていない項目がございます。ご確認される場合は、下記の参考文献をご覧ください。

【参考文献】

・経済産業省発行 「新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ」

3 編集後記

新型コロナウイルス感染症が発生した当初は、事業の売上が基準以下に減少していれば諸条件はありましたが、持続化給付金のように申請すれば給付されておりました。ただ現状では、「月次支援金(法人で最大月20万円、個人で最大月10万円)」の支援金がありますが、あとは業績を回復させるために、新たな事業を開始したり、設備投資をしたりする業者が申請書を提出し、その内容が受理されると支出額の3分の2程度補助していただける補助金での支援に支援策が変わってきております

その補助金の申請のサポートを弊事務所でも実施できるように数年前から加入しております「経営革新等支援機関推進協議会」が「補助金認定アドバイザー」制度を発足されたので、そのアドバイザーとして認定をしていただくために仕事の合間に勉強をし、8月4日に合格いたしました。その際の認定証が下記の写真です。



補助金は申請が受理されてから申請した事業を開始しないといけませんので、新事業を始める前にご相談ください。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。